

建築士免許の取消し一覧

建築士法第9条第1項の規定により、茨城県知事が免許を取り消した建築士について掲載しています。

令和7年度に免許を取り消した建築士

取消し年月日	建築士の氏名	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
令和7年4月30日	井下 義雄	二級建築士	第12108号	建築士法第9条第1項第2号に該当 (死亡による)
令和7年4月30日	根元 正至	二級建築士	第6114号	建築士法第9条第1項第2号に該当 (死亡による)
令和7年11月6日	茂呂 洋成	二級建築士	第3214号	建築士法第9条第1項第2号に該当 (死亡による)